

一般競争入札の実施について

一般競争入札を下記のとおり行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告します。

令和 5 年 4 月 18 日

岐阜市水道事業及び下水道事業管理者
上下水道事業部長 島邊 恒之

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名
下水道終末処理場維持管理業務委託
- (2) 目的場所
岐阜市中部・北部及び南部プラント並びに則武及び須賀ポンプ場
- (3) 履行期間
令和 5 年 8 月 1 日～令和 8 年 7 月 31 日
（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約）
- (4) 契約の種類
請負契約
- (5) 概要
維持管理業務 1 式

2 一般競争入札参加資格及び条件

- (1) 国土交通省中部地方整備局管内に本店、支店、営業所を有すること。ただし、本店、支店、営業所が岐阜市上下水道事業部競争入札参加資格審査の申請において、所在地として登録されていること。
- (2) 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和 62 年建設省告示第 1348 号）により、国土交通省に備える下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録されていること。
- (3) 岐阜市上下水道事業部競争入札参加資格停止措置要領（平成 6 年 8 月 29 日決裁）の規定に基づく資格停止を申請書受付期間の最終日から本契約締結日までの間に受けていないこと。
- (4) 岐阜市上下水道事業部が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成 27 年 9 月 30 日決裁）の規定する排除措置対象法人等に該当しないこと。
- (5) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、談合等不正な行為とは解さない。
 - ① 資本関係
以下のいずれかに該当する場合。ただし、子会社又は子会社の一方が民事再

生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の決定や会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による再生手続開始の決定を受けた会社である場合は除く。

ア 親会社と子会社の関係にある場合

イ 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(6) 公告日前 10 年間に、単独又は共同企業体の代表構成員若しくは出資比率 30% 以上の構成員として国・地方公共団体が発注した、下記の設備を有する下水処理施設において、5 年以上継続して維持管理業務を履行した元請実績を有すること。

① 1 日あたりの汚水 72, 100 立方メートル以上の現有処理能力を有する分流式下水処理施設

② 嫌気好気活性汚泥法を用いる下水処理施設と同等以上の処理方式を用いる下水処理施設

③ 550 kg-DS/時・台以上の処理量で、圧入式スクリーンプレス脱水機など円筒状の金属フィルターを使用した汚泥脱水設備を有する下水処理施設

④ 焼却量 50t/日以上流動床式汚泥焼却炉を有する下水処理施設

⑤ 遠方監視装置で管理されたポンプ場又は下水処理施設

(7) 24 時間勤務体制の下水処理施設の維持管理業務を履行した元請実績を有すること。

(8) 業務総括責任者及び副総括は、専任かつ常駐とし、入札参加資格確認申請の日以前 5 年以上の雇用関係がある正社員（就業規則の適用を受け、正社員・正規職員などと呼ばれている身分の職員）で、次の資格及び実績を有する者とする。

① 下水道法施行令第 15 条の 3 記載の資格を有する者

② 業務総括責任者は、入札参加資格確認申請の日以前 10 年間で、下水道終末施設維持管理業務の業務総括責任者又は副総括として 3 年以上の実務経験を有する者（業務総括責任者とは業務全体の責任者に相当する者をいう）

③ 副総括は、入札参加資格確認申請の日以前 10 年間で、下水道終末施設維持管理業務の副総括又は主任以上の職種として 3 年以上の実務経験を有する者（副総括とは、業務総括責任者を補佐及び代行ができる者に相当する者をいう、主任とは、各業務の責任者に相当する者をいう）

(9) 業務総括責任者は、3 プラント（中部、北部及び南部プラント）を総括し、業務総括責任者又は副総括を各プラントに配置すること。

3 一般競争入札の日時及び場所

(1) 日時 令和 5 年 5 月 26 日（金）午前 10 時

(2) 場所 岐阜市祈年町 4 丁目 1 番地

岐阜市上下水道事業部 3 階 第 3 会議室（入札室）

4 現場説明の有無

有

現場説明会に参加を希望する者は、現場説明会参加申込書を提出すること。現場説明会は参加する者にそれぞれ個別に行い、日時等については後日通知する。

5 入札保証金

岐阜市上下水道事業部契約規程第3条第1項ただし書の規定により免除とする。

6 契約保証金

岐阜市上下水道事業部契約規程第11条第1項ただし書の規定により免除とする。

7 前払金の有無

無

8 低入札調査基準価格

本件は岐阜市上下水道事業部低入札価格調査要綱（平成15年3月28日決裁）の規定により調査基準価格及び失格判断基準を設けた業務委託である。

9 落札者決定の方法

最低の入札価格が、岐阜市上下水道事業部低入札価格調査要綱第4条に規定する調査基準価格を下回った場合は、岐阜市上下水道事業部低入札価格調査委員会が岐阜市上下水道事業部低入札価格調査要綱により積算明細を審査の上、適正な業務が遂行できると認めるときは、当該価格を落札価格とし、落札者として決定する。ただし、当該価格で適正な業務の履行が困難であると認めるときは、次順位者以降の価格で適正な業務が履行できると認められるもののうちの最低価格を落札価格とし、落札者として決定する。

10 無効となる入札該当事項

- (1) 岐阜市上下水道事業部低入札価格調査要綱第5条に規定する失格判断基準に満たない価格で入札を行った場合
- (2) (1)に掲げる事項のほか、岐阜市上下水道事業部競争入札心得（平成6年4月1日決裁）による。

11 一般競争入札に関する資料等の閲覧

(1) 閲覧受付期間

令和5年4月18日（火）から令和5年5月25日（木）まで

ただし、岐阜市の休日を定める条例（平成元年岐阜市条例第45号）に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く。また、事前に電話連絡すること。

(2) 閲覧受付時間

午前9時から午後5時まで

ただし、正午から午後1時までを除く。

(3) 閲覧場所

岐阜市上下水道事業部上下水道事業政策課 契約係
TEL 058-259-7510（直通）

12 入札参加資格の確認

(1) 入札参加資格確認申請書の提出

本件一般競争入札に参加しようとする者は、別に定める一般競争入札参加資格

確認申請書提出要領の定めるところにより、入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

① 申請書受付期間

令和5年4月18日（火）から令和5年5月8日（月）まで
ただし、休日を除く。

② 申請書受付期間

午前9時から午後5時まで
ただし、正午から午後1時までを除く。

③ 申請書受付場所

岐阜市上下水道事業部上下水道事業政策課 契約係

(2) 入札参加資格証明書の交付

一般競争入札に参加できる資格があると認められた者に対して、次に掲げる要領で入札参加資格証明書を交付する。

① 交付日時

令和5年5月11日（木）
午前9時から午後5時まで
※交付時刻は別途指示する。

② 交付場所

岐阜市上下水道事業部上下水道事業政策課 契約係

(3) 入札参加資格がないと認められた者に対して、入札参加資格証明書の交付と同日に欠格理由書を岐阜市上下水道事業部上下水道事業政策課において交付する。なお、入札参加資格が認められなかったことに対して不服がある者は、岐阜市上下水道事業部公共工事苦情処理手続要領（平成14年3月29日決裁）に準じて、岐阜市水道事業及び下水道事業管理者に対して入札参加資格を認められなかった理由の説明を求めることができる。

13 資料等の貸与

(1) 資料等の貸与を希望する者は、次に掲げる要領で貸与を受けることができる。ただし、事前に電話連絡すること。

① 貸与受付期間

令和5年4月18日（火）から令和5年5月25日（木）まで
ただし、休日を除く。

② 貸与受付時間

午前9時から午後5時まで
ただし、正午から午後1時までを除く。

③ 貸与場所

岐阜市上下水道事業部上下水道事業政策課 契約係

(2) 資料等の貸与を受ける際には印鑑（貸与を受けるものの個人印）を持参すること。貸与期間が終了したとき又は不要となったときは、直ちに岐阜市上下水道事業部上下水道事業政策課契約係まで返却すること。

14 現場説明会

(1) 本件一般競争入札に参加しようとする者を対象に、現場説明会を開催するので、現地での説明を希望する者は、入札参加資格確認申請書と共に現場説明会参加申込書を提出すること。なお、現場説明会への参加は、本件一般競争入札への参加

にあたっての条件ではない。

(2) 現場説明会は、令和5年5月9日（火）及び10日（水）の両日、各プラント1時間程度とし、現地での説明を希望する者は、それぞれ1回のみ参加することができる。

(3) 参加希望が多数の場合、その他事由により、日程を調整する場合がある。

15 質疑応答

(1) 仕様書等に関し疑義がある者は、次に掲げる要領で質問を書面にて提出することができる。

① 質問書提出期間

令和5年4月18日（火）から令和5年5月17日（水）まで
ただし、休日を除く。

② 質問書提出時間

午前9時から午後5時まで
ただし、正午から午後1時までを除く。

③ 質問書提出場所

岐阜市上下水道事業部上下水道事業政策課 契約係

(2) 質問に対する回答は、入札参加証明書を交付した者に対し、令和5年5月23日（火）までにFAXにより行うものとする。

16 その他

(1) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の110分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 受注者は、岐阜市上下水道事業部業務委託請負契約約款（契約書を含む）に基づき、設計図書等に従い契約履行しなければならない。

(3) 入札会場に入場する場合は、移動通信端末等の通信機器は、持ち込まないこと。

(4) 以上（1）から（3）までに掲げる事項のほか、岐阜市上下水道事業部競争入札心得による。